

ID: 33

担当部署: 生涯学習課

<b>処分の概要</b>	寄贈及び寄託の承認		
<b>例規名 根拠条項</b>	高根沢町図書館運営規則 第14条第1項(第15条において読み替える場合を含む。)		
<b>例規番号</b>	平成3年教育委員会規則第9号		
<b>【基準】</b>			
第14条の規定による。 (寄贈及び寄託)			
第14条 図書館資料の寄贈又は保管の委託をしようとする者は、寄贈申込書又は寄託申込書を提出し、館長の承認を得て現品を提供するものとする。			
2 図書館資料の寄贈又は寄託を受けたときは、受領書又は受託書を発行するものとする。			
3 寄贈又は寄託を受けた図書館資料には、寄贈品又は寄託品である旨の表示を行うほか一般の図書館資料と同様に取り扱い、町は、当該資料の損害に対しては、その責を負わないものとする。			
<b>標準処理期間</b>	5日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和7年3月27日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日